

生物遺伝資源提供同意書(MTA)

「ナショナルバイオリソースプロジェクト イネ」の実施機関である国立大学法人九州大学（以下「提供者」という。）と _____（以下「利用者」という。）は、提供者が利用者にイネ系統（提供者固有の系統番号として特定されるものであり、また由来する産物を含むものとする。以下「本件リソース」という。）を提供するにあたり、次の事項に同意する。

本件リソース：

1. 提供者は、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、生物遺伝資源（バイオリソース）の提供を行っている。
2. 利用者は、分譲を受けた本件リソースを下記に記載された学術研究・教育目的のためのみに使用し、商用または営利目的に使用してはならない。
利用目的：
3. 利用者は、本件リソースを、ヒト（治療、診断、飲食物、その他）に直接使用してはならない。
4. 利用者は、本件リソースの利用に当たって、本件リソースの寄託者の承諾を必要とする場合、利用者は「提供承諾書」により事前に寄託者の承諾を得なければならない。
5. 利用者は、本件リソースを、研究結果等を公表する際はMaterials and Methods等に、本件リソースが文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクトを介して、提供者から提供されたことを明示する。[英文例：CMXX（系統番号）was provided by the rice seed stock center of Kyushu University with support in part by National Bio-Resource Project of the MEXT, Japan.] また、利用者はその公表の写し（一部）を提供者へ送付する。提供者は、事業の成果にてそれを公表することとする。なお、本件リソースを利用して得られる研究結果等の知的財産は、利用者に帰属し、利用者は、自己の裁量にて自己の使用し、処分し、第三者へ譲り、譲渡し、特許出願及び品種登録出願等を行い、知的財産権を取得することができる。
6. 利用者は、提供者による本件リソースの提供にあたって発生する経費を負担することとする。
7. 本同意書は、本件リソースに関する所有権のほか、商業的ライセンスを含むその他の実施権等を利用者へ与えるものではない。
8. 本件リソースは、利用者による記載の課題に限る。同一研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。また、利用者は本件リソースを第三者へ転売又は譲渡し、あるいは、上記以外の第三者に利用することはできない。
9. 利用者は、本件リソースの使用で第三者の「所有権」その他の権利を侵害していた場合、利用者の責任によって対応する。ただし、提供者の故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。
10. 利用者は、本件リソースが、研究過程で生じたもの等、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの使用によって損害が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。
11. 本件リソースは、関連する我が国の法令等及びオンライン「遺伝資源等の生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成 15 年法律第 97 号）等によって認められる研究環境、研究条件の範囲内でのみ扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、利用者が当該法令に従ってその手続きをしなければならない。
12. 本件リソースの提供における輸送段階での事故処理については、速やかに双方別途協議し処理する。
13. 利用者が本同意書に違反したとき、提供者は、以後、利用者による本件リソース及び他のリソース利用を停止することができる。
14. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた場合について、双方が誠意を以て円満に解決を図る。
15. 本同意書は、本同意書の締結日に効力を生じ、提供者及び利用者が各自にて本同意書の終了を告げたまで有效を継続する。

以下により、同意書2通を作成し提供者、利用者それぞれ1通を保持する。

平成 年 月 日

[提 供 者]

機関名：国立大学法人九州大学

バイオリソースプロジェクト イネ

住 所：〒819-0395 福岡市西区元岡 744

提供責任者

プロジェクトリーダー・熊丸 敏博 印

[利 用 者]

機関名・会社名：

住 所：〒

利用者：

印

利用責任者：

印

機関長：総長 久保 千春

機関長：

印

代理人

有体物管理センター長 石原 健 印

申込番号 (- - -)

分譲依頼書

九州大学 ナショナルバイオリソースプロジェクト イネ
熊丸 敏博 殿

九州大学 ナショナルバイオリソースプロジェクト イネ（以下、提供者）の所有するイネ系統の分譲を受けようとするものは分譲依頼書を提供者に提出しなければならない。提供者は、分譲依頼書の内容を適當と認めた場合、分譲依頼者に対してイネ系統を分譲するものとする。種子を分譲する場合、分譲種子数は原則として1系統あたり20粒とする。

- 私は、「生物遺伝資源提供同意書（MTA）」の各条項に同意の上、下記イネ系統の分譲を依頼します。
- 使用目的（研究・教育目的）

- 分譲希望イネ系統名（分譲希望数が多い場合は別紙等を使用すること）

集団名または系統名

分譲依頼者氏名：_____ 印 職位または所属：_____

所属機関および部署名：_____

住所：_____

電話：_____ E-mail：_____

所属機関の研究責任者氏名：_____ 印 職位：_____

年月日：_____ 年 月 日

分譲依頼書の送付先

819-0395

福岡市西区元岡 744

九州大学大学院農学研究院附属遺伝子資源開発研究センター

熊丸 敏博

FAX 092-802-4843

申込番号（ - - - - - ）

別紙

イネ系統分譲申込書

研究機關：_____
氏名：_____

備考

種子を分譲する場合は1系統あたり原則とし、20%以上

申込番号 (- - -)